



弁理士の研修・育成について

日本弁理士会研修所 副所長
伊藤 高英

1. はじめに

日本弁理士会では、弁理士の業務が最新技術と法律に関する問題を扱っていることから、1978年（昭和53年）に附属機関として「研修所」を設けて会員の研修を行い、能力の向上と研鑽を図っています。

日本弁理士会研修所は、昨年開設25周年を迎え、本年度を新たな四半世紀の始まりとして迎えました。この節目の年に当り、これまで培われた、歴史と伝統を考慮しつつ、日本弁理士会研修所の事業内容並びに運営方法等について再検討しております。

日本弁理士会に対しては、知財関係者を始め、多くの方々から、我が国の知財立国政策を支える知財の専門家集団として、国家的規模の熱い期待を頂いております。この期待に応える人材の育成と輩出を実現する研修システムの再構築が必要です。

また、昨年度から開始された特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修の継続実行や、多数の弁理士試験合格者に対する実りある新人研修の実行、地域格差のない研修の実行など会内部からの研修に対する要請に応えるため、種々の情報を積極的に収集し、研修体制の強化と効率化とを図るようにしてまいります。

なお、研修所の今年度の方針は、以下のとおりです。

1. 600人規模の新規合格者が予測される状況での、新規合格者に対する研修方法、とりわけe-ラーニング及びIT研修の導入を視野に入れ、研修場所、カリキュラム、講師、など抜本的な検討を行い、順次実施に移す。
2. 特定侵害訴訟代理業務のための能力担保研修の運営を円滑に行い、受講生が研修の効果確認試験を受け

研修所開設25周年記念講演会

- やすいように配慮する。また、新たに誕生したいわゆる付記弁理士の活動を円滑にするための検討を行う。
- 3. 先端科学技術研修、常設研修、自主研修を含め会員の研修の支援を強化する。
- 4. 倫理研修の徹底を図り弁理士に対する社会の信用の維持・増大に努める。

2. 弁理士の研修

研修所は弁理士及び弁理士となる資格を有する者等に、弁理士業務を行うに必要な研修を企画し、実施する機関です。研修所は会員の弁理士のなかから選任された所長、副所長及び運営委員から構成されておりますが、その運営を側面から支えるために、事務局が設置されています。

研修には、新人に対する研修と会員に対する研修があります。新人を対象とする研修はその年度の弁理士試験合格者を対象とし、責任ある弁理士としての業務の遂行に必要な基礎的事項（約50課目）について行われます。

また、会員研修は、会員の自己研鑽を補完するもので、実務能力や資質の向上を図ることを目的として、産業財産権法や審査・審判・訴訟の実務、外国産業財産権法など幅広い分野に亘って実施されています。特

に新弁理士法の下で、著作権法、不正競争防止法、契約、仲裁代理、弁理士倫理に関する研修が導入されており、

また、弁理士に対する特定侵害訴訟代理権付与に伴い、侵害訴訟に対応できる能力を担保するための研修が開始されており、そして、この訴訟の基礎的知識を習得することができるように大学と共催で民法、民事訴訟法の特別講座を実施しております。

更に、多くの弁理士がバイオ、IT等の先端技術に対応できるように、大学と共催により、これらの技術に関する特別講座を実施しております。実施されている研修を以下に具体的に述べます。

(1) 新人のための研修

主に当該年度弁理士試験合格者を対象とした研修です。カリキュラムは、弁理士業務を行うに当って必要な基礎知識の習得に重点をおいています。座学研修とe-ラーニングをバランス良く取り入れて、前期は、1月下旬から3月中旬までの約2ヶ月間、後期は、10月上旬から12月上旬までの約2ヶ月間、継続的に開催されます。

・新人研修（前期）

弁理士業務を行うにあたって必要な基礎的実務の修得に重点をおいています。なお、本年度からインターネットを介した新人研修の実施を検討しています。

・新人継続研修（後期）

新人継続研修は、新人研修を経て半年の実務経験を積んだ弁理士を対象に審決取消訴訟、鑑定、外国への特許出願等の更に広い範囲の内容の研修を行うものです。

(2) 会員のための研修

・会員研修

法律の改正や話題となっている問題などについての研修です。年に6回程度、東京、大阪、名古屋で開催しています。その他の地区は、地方研修として開催しています。

・新規業務研修

平成12年改正の弁理士法で拡大された契約等の新規業務につき、義務研修に引き続き一層の能力アップをはかるための研修です。

・常設研修

講義による一方的な研修ではなく、演習形式の研修で

す。今年度の講座は、「拒絶対応実務」及び「当事者系事件の実務」に関するものです。毎年、所定の時期に実施されることから、常設研修と呼んでいます。新人研修を終了した若手の弁理士を対象としています。

・継続研修

弁理士が、プロとしての実力を身につけるための研修で、ある一つのテーマ（例えば「審決取消訴訟の準備書面の作成演習」「諸外国の知的財産制度について」など）について複数回、継続して行う研修です。

・大学との先端科学技術研修

この研修は、会員の自発的な研修環境を整える観点から、先端科学技術（情報工学やバイオテクノロジー、ナノのテクノロジー等）に関する講座の開設を大学にお願いしています。

・特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修

平成14年4月17日に「弁理士法の一部を改正する法律」が公布され、弁理士が能力担保研修を終了し、かつ、特定侵害訴訟代理業務試験に合格することにより、特定侵害訴訟代理権を取得することが可能となりました。

・大学との民法・民事訴訟法に関する基礎研修

特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修の前提となる民法・民事訴訟法基礎知識習得のために、当該研修の実施を数大学にお願いしています。

・義務研修

弁理士法附則第6条に基づく「著作権法」、「不正競争防止法」並びに「契約代理・仲裁代理」に関する研修です。講義は2日にわたって開催され、各日の講義終了後に効果確認を行います。受講対象者は、平成13年度以前の弁理士試験合格者であって、研修期間終了後に登録した者です。受講免除者は、弁護士その他の経済産業省令で定める者です。なお、会則第59条に基づき、当会ホームページ上に当該研修の受講歴を公表します。

・倫理研修

弁理士会則第58条に基づく「弁理士倫理」に関する研修です。全会員が受講の対象です。

・自主研修

会員が自発的に研修や研究を行うのに場所を提供し、研修や研究の活性化を図るための制度です。参加者は弁理士には限りません。

・外部機関との研修

日本弁理士会と外部機関との間において、共通のテーマについて、合同で研修を行うものです。

- ・特許庁工業所有権研修所が実施する研修への弁理士の参加

特許庁工業所有権研修所が審査官・審判官向けに実施する先端技術、当事者系審判等に関する研修に弁理士も参加しております。

3. 日本弁理士会研修所の活動状況

日本弁理士会は研修所運営規則により、所長、副所長及び運営委員による運営会議並びに所長及び副所長による正副所長会議が置かれ、その下に各部会が設置され、各種研修の企画、運営を行っています。

(1) 研修企画部会

研修所の運営に関する企画及び立案を担当しており、本年度は主に以下の事項につき検討しています。

- ・情報発信について

日本弁理士会から外部への情報発信を極めて重要であることを認識し、会員が利益を得ることのみでなく、社会的な利益にもなる情報あるいは研修の提供は日本弁理士会の重要な機能と考えています。

- ・IT研修について

昨年からインターネットを使用した研修システムの実行し、場所的、地域的制約を越えた研修方法を提供しています。本年の3月から4月にかけて日本弁理士会主催による知的財産戦略推進事務局長の荒井寿光氏の講演「知財立国時代と弁理士への期待」のインターネット配信を1ヶ月間行いました。

- ・国際的な研修について

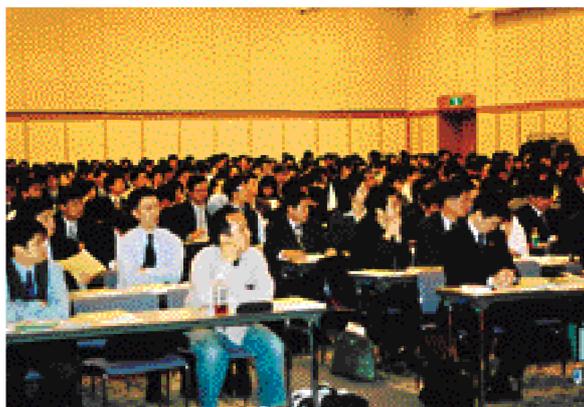
弁理士業務は国際性があり、国際的な研修を課題とする部門を継続して設置し、弁理士に国際的な研修を受けやすくする環境を作る必要があると考えています。

(2) 新人研修部会

新人（主として当該年度弁理士試験合格者）を対象とする研修計画の立案及び研修の実施を担当しています。

- ・新人研修（前期）について

平成16年度の弁理士試験合格者は、平成15年度の合格者数550名をさらに上回ると考えられます。平成15年度は2クラス制で行いましたが、実務経験に基づく階層



新人研修受講

制を予定しており、会場も東京では明治学院大学等の外部会場に対応する予定ですが、今後数百人を収容できる講義室を、凡そ3週間に亘って、それも研修所の希望する日程で連続して確保することは困難と考えられます。

また、弁理士試験の合格者増に伴い、新人研修の開催地である東京、大阪以外の居住者が増えてきている状況から各地での研修を考慮せねばならない時期がきており、会場確保、地方での研修受講を解消しつつ所望の効果を上げることができる研修の方法として「e-ラーニング形式」の導入を開始します。

「e-ラーニング形式」とは、課目毎に一人の講師が行う講義をビデオ録画してから編集し、講義画像データは、インターネットを介して各受講生に配信するものです。受講生は、所定の研修期間内にパソコンを使用してインターネットに接続した後、所定のウェブサイトアクセスすることにより、所望の講義画像データはインターネットを介して受信します。当該講義画像データは、受講生のパーソナルコンピュータには保存することができないようにして、受講生はそれを視聴できるだけです。講義画像データの受信は、研修期間内に限り、実行可能です。

このような「e-ラーニング形式」はweb-Based Training (WBT) 型とも呼ばれます。

しかし、「e-ラーニング形式」にも課題はあり、従来の「座学形式」を併用するのが好ましく、どのような課目を「座学形式」とするか、「e-ラーニング形式」を補足するには「座学形式」をとる課目の講義方法・内容をどのようにすべきかを検討しました。

- ・新人継続研修（後期）について

主に、平成15年度弁理士試験に合格した者を対象にして、新人継続研修を開催しています。この新人継続研

修は、平成15年の2月～3月に実施された新人研修を受講された後、約半年間の実務経験を積んだ者に対し、さらにフォローアップするために幅広い内容の研修となっており、この新人継続研修も一部に「e-ラーニング形式」を導入しました。

(3) 会員研修部会について

会員を対象とする研修計画の立案及び研修の実施を担当しています。

・会員研修について

本年度は、4月に「PCTに関する実務研修会」をWIPOのPCT統括部長Jay Alan ERSTLING氏、PCT法律部 中横利明氏を講師に招き開催したほか、「職務著作権に関する研修会」、「無効審判 請求理由の書き方と証拠」、「侵害訴訟について」を既に開催し、今後も月1回のペースで、東京、大阪、名古屋においてタイムリーな演題の研修を開催予定です。

・弁理士の新規業務に関する研修について

本年度は、新規業務についての義務研修に続くフォローアップ研修として行ってきた契約、著作権、調停・仲裁、不正競争防止法に関するテーマを扱っている日本弁理士会の実務関連委員会と意見交換し、連携して弁理士に特に関係深い事項に絞って研修を行う方針です。

・地方研修会について

日本弁理士会の各地区部会会員の意見を聞いた上で、出来る限りその要望に応える研修を行う方針です。今年度は、東北、中国・四国、九州、北陸、長野において開催予定です。

(4) 自主研修部会について

自主研修部会は、会員による自主的な研修企画の募集及び支援を担当します。「自主研修制度」とは、会員が「弁理士業務に関する研修」を自主的に企画した場合に、原則、会員が自由に参加できること、10人程度の参加が見込めること、等を条件として、研修所がその企画の実現を支援する制度です。研修の形式は問わず、1回限りの研修でも、例えば毎月1回というように定期的かつ継続的に開催する研修でも良く、また、講師を招いての講演会、ゼミでも、参加者による研究会、討論会でも良いのです。この研修の特徴は、企画研修を行う研修所が

行う他の研修制度とは違って、会員の自発的な活動を支援する試みであり、研修の実施主体はその研修を企画した会員にあるということです。

(5) 近畿地区研修部

近畿地区における研修計画の立案及び研修の実施を担当しています。先端科学技術研修は、本年度も立命館大学に実施を委託する予定で、複数のテーマ（フラットディスプレイ、ロボティクス、3D等）を用意して、各テーマを3回程度の講義回数で完結させる方式をとり、それによって受講者の負担軽減を図る予定です。

(6) 中部地区研修部

中部地区における研修計画の立案及び研修の実施を担当しています。今年度は、10月に北陸において地方研修を開催しました。会員研修のPRにも力を入れています。

(7) 能力担保研修部

平成14年（2002年）4月17日に「弁理士法の一部を改正する法律」が公布され、弁理士が特定の能力担保研修を修了し、かつ、その効果確認のための試験に合格することにより、特定侵害訴訟代理権を取得することが可能となりました。この能力担保研修の総時間数は、45時間です。約4ヶ月にわたって隔週で開催されます。

今年度能力担保研修は、2年度にあたり、研修規模は、850人の研修生、全国15クラスで、開催地は東京、大阪、名古屋、福岡、開催期間は、5月に開講式、9月に修了式、講師は約100人です。

研修生の選定は、応募資格として民法・民訴の基礎知識を習得していることとし、応募者による習得方法の申告に基づき判断することとなりました。



平成16年度特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修開講式

(8) 基礎研修部

民法、民事訴訟法に関する基礎研修の立案及び大学等への委託を担当します。

・大学における研修

大学との共催にて行い、実際に会員が大学まで通って行う基礎研修を実施します。関東地区においては、中央大学、青山学院大学、神奈川大学を候補として募集をかける予定です。また、近畿地区においては、立命館大学で実施する予定です。

・ビデオ教材作成

講義実録又は大学の有する専用スタジオにて講義収録しビデオ教材（ビデオテープ又はDVD教材などの頒布可能なもの）を作成し、会員に頒布する予定です。能力担保研修を受講しようとする者の準備のためだけでなく、現に受講する者が、その後の試験の受験に向けての復習及び既に付記を受けた会員が新しい知識を得たために利用するケースも想定されます。また、理科系出身弁理士の法学基礎の涵養に利用することも考えられます。

(9) 倫理研修部

倫理研修実施計画並びに義務研修実施計画の立案及び研修の実施を担当しています。

今年度は、継続研修対象者約800名の他、施行規則後3年以内の研修未受講者約500名を合わせて約1,300名程度が対象となります。未受講者に対しては、会令55号第9条に規定されている「勸奨」の他、未受講者に対するペナルティの可否等、未受講者を極力出さないための対策を検討しています。



研修所開設25周年記念講演会式典

profile

伊藤 高英（いとうたかひで）

昭和47年 東京理科大学工学部機械工学科卒
昭和54年 弁理士登録
平成2年 日本弁理士会常議員
平成6年 日本弁理士会広報委員会委員長
平成10年 日本弁理士会弁理士制度100周年
記念実行委員会委員
平成13年 日本弁理士会執行補佐役
平成14年 日本弁理士会副会長
現在 日本弁理士会研修所副所長

(10) 先端科学技術研修部

先端科学技術に関する研修の立案及び大学等への委託を担当しています。

・東京地域では東京大学、東京大学先端科学技術センター及び早稲田大学で、近畿地域では立命館大学及び大阪大学で、中部地域では名古屋大学で研修を実施する予定です。研修内容は本年度とほぼ同様の分野を予定しています。新たに計画している大阪大学では、一部e-ラーニングを取り入れたナノテクノロジー研修について協議中です。

4. 終わりに

内閣の知的財産戦略本部は、知的財産基本法に基づき推進計画の見直し作業を行い、「知的財産推進計画2004」を取り纏め、5月に発表致しました。

推進計画では、知的財産の人材育成が重要視されておりますので、当会は、弁理士の知財専門家としての専門能力及び業務能力向上を事業計画の重点事項とし、専門職大学院との連携等の外部機関利用及び公的機関との連携も考慮して今後の研修を検討します。

また、拡大した業務範囲、新規の知財ニーズに対応するための研修を強化する予定で、特定侵害訴訟代理業務のための能力担保研修についても多くの付記登録を受けた弁理士を誕生させられるように実行します。

当会は、弁理士のプレゼンスを高めるためには、個々の弁理士の能力を高めるだけでなく、最高度の知財人材として、倫理意識をさらに高め、真のプロ意識を確立するための研修を目指します。